

◎佐賀県条例第40号

佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例  
 佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年佐賀県条例第39号）の一部を次のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
執行機関	事務	執行機関	事務
1～7 略		1～7 略	
8～10 略		8 知事又は教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）第58条第1項に規定する高等学校の専攻科（同法第70条第1項において準用する同法第58条第1項に規定する中等教育学校の後期課程の専攻科を含む。）における教育に係る経済的負担の軽減を図るために行う支援金又は給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
		9～11 略	

附 則  
 この条例は、公布の日から施行する。